

市 長 決 裁
令 和 2 年 3 月 3 1 日
人口減少・移住定住対策課

**子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱第3条第1項第5号の
「その他市長が認める者」について**

子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第3条第1項第5号ウの「その他市長が認める者」および関連する手続について、次のとおり定める。

1 補助対象者（第3条関係）

要綱第3条第1項第5号ウに該当する者は、秋田市から誘致企業認定を受けた企業又は受けようとする企業が本社機能を秋田市に移転させる際に、当該企業の県外本社から秋田本社に勤務先を変更する者とする。ただし、操業開始の準備期間から操業開始後3か月までの期間に転入する者のみを対象とする。

2 補助金の交付申請（第9条関係）

申請者は、転入前の申請時に健康保険証の写しその他の当該誘致企業又は誘致企業認定を受けようとする企業に勤務していることを確認することができる書類を提出しなければならない。

3 補助金の交付の条件（第11条関係）

補助金の申請時に当該企業が誘致企業認定を受けていない場合、要綱第11条第4号の規定により、誘致企業認定を受けることを交付の条件とする。

4 実績報告（第14条関係）

交付決定者は、実績報告書の提出までに、当該企業が誘致企業認定を受けていることを確認することができる書類を提出しなければならない。